

身体拘束の適正化のための指針

1. 可能な限り身体拘束は行わない
2. やむを得ず身体拘束を行う場合は、可能な限り本人の制限が少なく苦痛の少ない方法を取り、身体拘束の時間は短くする
3. 身体拘束を行う前に虐待防止委員会の審査を受ける
4. 予期しない暴力など緊急に身体拘束を行った場合は、事後速やかに虐待防止委員会の審査を受ける
5. 虐待防止委員会は法人全体で組織し、理事長と虐待防止委員長、各事業所から1名以上の職員が参加して、原則2ヶ月に1回開催する。
6. 身体拘束を減らし、無くすための取り組みを継続する

虐待防止委員会の審査手順

1. 「安全等の必要性」により、本人の意思に反して「行動を制限する」必要が生じた場合に、まずは本人への説明や環境整備で、「本人の意思で問題となる行動をしない」ための努力を行う
2. 問題となる行動が続き身体拘束が必要な場合は、先に各事業所の支援方法の検討会議で、「身体拘束の方法」として以下を検討する。
 - 「本人の意思」、「問題となる行動」、「安全等の必要性」の確認
 - 可能な限り本人の制限が少なく苦痛の少ない方法
 - 身体拘束を行う必要がある条件（本人の興奮状態や周囲の状況など）
 - 身体拘束を行った場合の本人のリスク（怪我、ストレス等）と評価方法
 - 「問題となる行動」や「安全等の必要性」を軽減する取り組み
3. 虐待防止委員会で「身体拘束の方法」が適正か3要件（切迫性、非代替性、一時性）を検証し、必要に応じて制限緩和・身体拘束を行う条件の厳格化・本人リスクの評価方法の修正を行う
4. 虐待防止委員会で承認された場合は、個別支援計画に追加、「緊急やむを得ない安全確保に関する観察チェック表」に追加し毎回記録する。
5. サービス管理責任者が「身体拘束の方法」を、本人・ご家族に説明し同意を得てから、必要に応じて身体拘束を行う
6. 以後、虐待防止委員会が開催されるごとに、以下の確認をする。
 - 「緊急やむを得ない安全確保に関する観察チェック表」に記録されているか？
 - 「問題となる行動」と「安全等の必要性」は続いているか？
 - より本人の制限が少なく苦痛の少ない方法が無いのか？
 - 身体拘束を行う必要がある条件（本人の状態や状況など）は適切か？
 - 身体拘束を行った場合の本人のリスクは想定範囲か？評価方法は適切か？
 - 「問題となる行動」や「安全等の必要性」を軽減する取り組みをしているか？
 - 審査されていない利用者の身体拘束がないか？